健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

- 1 令和4年第2回定例会提出予定議案の説明
 - (1) 議案第3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 資料1 議案第3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定 について

資料2 新旧対照表

令和4年2月9日

健康福祉局

議案第3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定

について

1 改正理由

民間活用(川崎版 P P P)推進方針(令和 2 年 3 月策定)に基づき、民間活用事業に応募する民間事業者の提案の審査や事業化後の評価を実施するにあたり、公正性、透明性、客観性の確保の観点から、学識経験者の意見を踏まえて手続きを進める必要があり、民間事業者の選定等に関して調査審議を行う民間活用事業者選定評価委員会を設置するため。

2 設置する附属機関

- (1) 名 称 川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会
- (2) 所 掌 事 務 健康福祉局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。
- (3)組 織 学識経験者10人以内の委員で構成
- (4) 委員の任期 2年

3 廃止する附属機関

- (1) 附属機関を整理統合することに伴い廃止するもの
 - ア 川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会
 - イ 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会
- (2) 所掌事務の目的が達成されたことに伴い廃止するもの
 - ア 川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事業者選定委員会

4 施行期日

令和4年4月1日

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

	改正後						改正前							
○川崎市	附属機関設置条例					○川崎市附	属機関設置条例							
		4	成27年3月23日多	条例第	1号			47	成27年3月23日第	条例第1				
第1条~第9	条 (略)				第	第1条~第9条	(略)							
川表第1(第	2条~第5条関係)				另	川表第1(第2	条~第5条関係)							
市長の附属	機関				,	市長の附属機	関	_						
附属機関	所掌事務	委員の定	委員の構成	委員の任		附属機関	所掌事務	委員の定	委員の構成	委員の任				
	 (略)	数		期			(略)	数		期				
川崎市健康		10 Д		2年		川崎市健康	健康福祉局が所管する公の	8 7	学識経験者	2年				
, , , ,	間における民間事業者の活力		1 1194/1219/ []						1 next/int/sox in					
	者 を活用した手法の導入の適	J ., 4					度の導入の適否並びに指定	'						
	季 否並びに民間事業者の選定						一 管理者の選定及び評価に関	'						
<u>員会</u>	- 及び評価に関して調査審議						して調査審議すること。							
	すること。													
(削除)						川崎市健康	健康福祉局の所管する事務	5人	学識経験者	2年				
						福祉関係施	に関する施設の設置、運営	以内						
						設整備事業	等によって公共的なサービ							
						者選定委員	スを提供する民間事業者の							
						<u>会</u>	選定(川崎市健康福祉局指							
							定管理者選定評価委員会の							
							所掌事務に属するものを除							
							く。)に関して調査審議す							
川峽士垣	√ 古粉★ 陸字★エッ♡埣字旧	E 1	(1) 严频效率	40年		川広士垣も	ること。	E 1	(1) 产品的农民	9 Æ				
	金がなど思考と対する短い出						高齢者、障害者及び障害児		(1) 学識経験 者	2年				
17 - E A 5	第一並びに児童に対する福祉サ	以四	(2) 関係団体の	기		リーヒク弗	並びに児童に対する福祉サ	丛门	自					

改正後							改正前							
三者評価事	ービスの第三者による評価		役職員	1			三者評価事	ービスの第三者による評価		(2)	関係団体			
業推進委員	の手法、基準その他当該評						業推進委員	の手法、基準その他当該評		の役員	職員			
会	価の推進のために必要な事						会	価の推進のために必要な事						
	項に関して調査審議すること。							項に関して調査審議すること。						
川崎市福祉	福祉有償運送の必要性、安	15人	(1)	関係団体の	2年		川崎市福祉	福祉有償運送の必要性、安	15人	(1)	関係団体	2年		
有償運送運	全及び旅客の利便の確保の	以内	役	と職員			有償運送運	全及び旅客の利便の確保の	以内	(の役職員			
営協議会	ために必要な措置並びに旅		(2)	市民			営協議会	ために必要な措置並びに旅		(2)	市民			
	客から収受する対価に関し		(3)	関係行政機				客から収受する対価に関し		(3)	関係行政			
	て調査審議すること。		関	目の職員				て調査審議すること。		₹	幾関の職員			
			(4)	市職員						(4)	市職員			
(削除)							川崎市高齢	高齢者外出支援乗車事業に	6人	(1)	学識経験	委嘱		
							者外出支援	係る利用管理システム等の	以内	-	<u>者</u>	<u>さ</u>		
							乗車事業利	構築を行う民間事業者の選		(2)	市職員	れ、		
							用管理シス					<u>又は</u>		
							テム等構築	<u></u>				任命		
							事業者選定					<u>れた</u>		
							委員会					日か		
												<u>ら令</u>		
												<u>和 4</u>		
												年3		
												月31		
												<u>日ま</u>		
	お沈片の水よっマけていた	00.1	(1)	λγ-γψ- ◊Δ- EV →	0 /=		1116t + + + 34	出外点の水中のマサロッド	00.1	(1)	アイ シャ ヘム 中マ	<u>~</u>		
	感染症の発生の予防及びま		, ,	学識経験者	·			感染症の発生の予防及びま		, ,	学識経験	2年		
	ん延の防止のために必要な	以内		関係団体の				ん延の防止のために必要な	以内		者			
会	措置に関して調査審議する			と職員			会	措置に関して調査審議する		(2)				
	こと。		(3)	市職員				こと。		(の役職員			

改正後						改正前						
									(3) 市職員			
川崎市医療	川崎市医療安全相談センタ	9人	学識経験者	2年		川崎市医療	川崎市医療安全相談センタ	9人	学識経験者	2年		
安全相談セ	一の活動の方針及び相談の	以内				安全相談セ	一の活動の方針及び相談の	以内				
ンター運営	事例に関して調査審議する					ンター運営	事例に関して調査審議する					
協議会	こと。					協議会	こと。					
川崎市精度	衛生検査所への立入検査及	6人	学識経験者	2年		川崎市精度	衛生検査所への立入検査及	6人	学識経験者	2年		
管理専門委	び精度管理の指導に関する	以内				管理専門委	び精度管理の指導に関する	以内				
員会	事項その他検査精度の向上					員会	事項その他検査精度の向上					
	のために必要な事項に関し						のために必要な事項に関し					
	て調査審議すること。						て調査審議すること。					
川崎市心身	心身障害者福祉事業基金か	6人	(1) 学識経験者	2年		川崎市心身	心身障害者福祉事業基金か	6人	(1) 学識経験	2年		
障害者福祉	ら生ずる収益により助成す	以内	(2) 関係団体の			障害者福祉	ら生ずる収益により助成す	以内	者			
事業基金運	る事業の選定、当該基金に		役職員			事業基金運	る事業の選定、当該基金に		(2) 関係団体			
営委員会	対する市民の理解及び協力					営委員会	対する市民の理解及び協力		の役職員			
	の促進その他当該基金の適						の促進その他当該基金の適					
	正な運営の確保のために必						正な運営の確保のために必					
	要な事項に関して調査審議						要な事項に関して調査審議					
	すること。						すること。					
川崎市まち	まちづくり局が所管する事	10人	学識経験者	2年		(新設)						
づくり局民	務における民間事業者の活	以内										
間活用事業	力を活用した手法の導入の											
者選定評価	適否並びに民間事業者の選											
委員会	定及び評価に関して調査審											
	議すること。											
	(略)					(略)						